

## (5) 成年後見制度

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、契約を本人に代わって行なったり、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができるなどの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

### ■ 問合せ先

水戸家庭裁判所麻生支部 tel 0299-72-0091  
茨城県弁護士会 土浦支部 tel 029-875-3349 fax 029-822-7646  
成年後見センター リーガルサポート 茨城支部  
tel 029-302-3166 fax 029-225-2545  
茨城県社会福祉士会 成年後見センターばあとなあ いばらき  
tel 029-244-9030 fax 029-244-9052  
福祉後見サポートセンターかみす（神栖市社会福祉協議会）  
tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750

## (6) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがなかったり、音信不通で、裁判所の手続きが困難な障がい者を市が支援します。また、利用に要する費用の負担が困難な方に助成する制度です。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

## (7) その他地域生活支援

### 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で、アドバイスしてもらえば自分で判断して地域生活を継続できる方を対象としています。

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要書類の保管サービスによって、日常生活の自立を支援します。他の福祉サービスと同様にご本人の利用意思を尊重して提供される契約サービスです。

■ 問合せ先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294  
fax 0299-92-8750

## 身体障害者補助犬（盲導犬）の給付

視覚障がい者の社会参加と自立更生を促進するため、盲導犬を給付します。

### ■ 対象者 次のすべてに該当する方

- ・身体障害者手帳1級の視覚障がい者
- ・社会参加と自立更生に効果があると認められた方
- ・所定の歩行指導を受け盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められること
- ・社宅・貸家などに住んでいる方は、家主又は管理人の承諾が得られること

### ■ 費用 一部自己負担

■ 申請先 神栖市 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

■ 問合せ先 茨城県庁 障害福祉課 tel 029-301-3363 fax 029-301-3370

## 声の広報・点字広報

広報紙の内容を録音したCD及び点字を自宅へ郵送します。

### ■ 申込方法

電話、FAX、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかでお申し込みください。  
広報戦略課 tel 0299-90-1123 fax 0299-90-1112  
いばらき電子申請・届出サービス（QRコード）



## ファックス110番・メール110番

県警察では、聴覚や言語等に障がいのある方々が犯罪の被害にあったり、目撃した場合、あるいはその他の情報で警察官に来てほしい時などの通報を受けるために、警察本部通信指令室に「ファックス110番」受信機が設置してあります。「メール110番」も対象URLより通報できます。

■ ファックス110番 fax #7412 又は 029-301-6110（茨城県警察）

■ メール110番 URL <http://ibaraki110.jp/>

## NET119 緊急通報システム

聴覚や言語に障がいのある方が、急病やケガ、火災、災害、事故など緊急時に、自宅や外出先から、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができるシステムです（事前登録制）。

■ 費用等：登録料等は無料。ただしスマートフォン・携帯電話のインターネット接続料金は、自己負担となります。

### ■ 申込先・問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

E-mail [sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp](mailto:sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp)

## 避難行動要支援者の避難制度について

重度の障がい者や重度の要介護者などで、災害発生時に自ら避難することが困難な方に対し、地区をはじめご近所の方や民生委員・児童委員、自主防災組織など地域全体が協力して、避難準備情報等の伝達・安否確認・避難誘導などの支援を行う制度です。

事前に本人から同意を得られた方に対しては、平常時から行政区や民生委員・児童委員、自主防災組織、消防関係機関等に名簿情報を提供して、災害発生時の避難支援に活用します。